

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が延長されました

社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付が貸付限度額に達している等、特例貸付の利用ができず生活に困窮される方々へ適切な支援を届けるため、国の支給要領に基づき支給する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、**申請期限が令和4年6月30日から令和4年8月31日に延長**されました（4回目）。また、求職活動要件が緩和されました。

1 対象

総合支援資金の特例貸付を終了した世帯や特例貸付について不承認とされた世帯等で、収入・資産・求職活動要件等を満たす世帯（生活保護受給世帯を除く）

■収入要件：申請月における世帯の収入合計額が次の金額を超えないこと

世帯員数	収入額	世帯員数	収入額
1人	137,700円	6人	372,000円
2人	194,000円	7人	417,800円
3人	241,800円	8人	453,800円
4人	283,800円	9人	490,800円
5人	324,800円	10人	526,800円

■資産要件：申請日における世帯の金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の金額以下であること

単身世帯：504,000円、2人世帯：780,000円、3人以上世帯：1,000,000円

■求職活動等要件：今後の生活の自立に向けて、以下のいずれかの活動を行うこと。

(1) 公共職業安定所等に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること

② 月1回以上（※）、ハローワーク等で職業相談等を受けること

③ 原則月1回以上（※）、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※当面の間、回数が②月2回以上③週1回以上から、月1回に緩和されました。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

※その他、不正な手段による申請等の不支給要件に該当しないこと

2 支給額（月額） 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

3 支給期間 支給決定から3か月間

4 対象者への周知方法

申請期間の延長に伴い支給対象となる方に対し、個別に申請書類を発送します。

また、市HPや市政だよりで申請期限の延長等について周知します。

5 問合せ窓口

川崎市自立支援金コールセンター

0570-066-155

問合せ先

川崎市健康福祉局 生活保護・自立支援室 砂川

電話 044-200-1191